

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。

物品は取得価額が 50 万円以上の場合に計上しています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

ア. 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 15 年～20 年

物品 5 年～8 年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額等のうち期末日において発生していると認められる金額を計上しています。

イ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末日に在職する職員の自己都合要支給額を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

(3) 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額該当ありません。

(6) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(7) 基礎的財政収支

歳入合計（前年度繰越金を除く。）	1,017,847 千円
歳出合計	1,001,122 千円
基礎的財政収支	<u>16,725 千円</u>

(8) 既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との違いは、ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

(9) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	55,828 千円
減価償却費	<u>△ 42,960 千円</u>
賞与引当金の増減	△ 43 千円
退職手当引当金の増減	<u>△ 739 千円</u>
純資産変動計算書の本年度差額	12,086 千円

以上